

## 国土強靱化の推進を求める意見書

近年、全国各地では風水害や地震をはじめとする自然災害が頻繁化・激甚化しており、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層その重要性が増している。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）において、2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の集中的実施と、取組の加速化・深化を図るとしている。また、3か年緊急対策後も中長期視点に立って具体的数値目標を掲げ、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めるとしている。

本市においても、発生が危惧される南海トラフ地震をはじめ、大規模な自然災害等から市民の生命・財産を守るため令和2年3月に「岡崎市地域強靱化計画」を策定し、強靱化の確実な推進に取り組んでいるところである。

これらに加えて今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生じた未曾有の社会経済的影響を一刻も早く回復させることが喫緊の課題であり、地域経済を下支えする社会資本整備にスピード感を持ち、かつ継続的に取り組む必要がある。

よって、国においては、地方自治体における国土強靱化地域計画のより一層の推進と、あらゆる災害の未然防止、災害発生時の迅速な対応が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 3か年緊急対策後も、国土強靱化及び老朽化対策を推進すること。また、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するための取組に必要な予算の確保、補助対象事業の拡大に努めるとともに、財源を安定的に確保するための措置を講じること。
- 2 災害発生時の迅速かつ円滑な対応のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

岡 崎 市 議 会